

カーリング指導普及活動における感染防止対策について (新型コロナウイルスの5類感染症移行後)

令和5年10月16日

(公社)日本カーリング協会指導普及委員会

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の第5類感染症に位置づけられたことを踏まえて、カーリング指導普及活動における感染防止対策は、個人の選択を尊重し、参加者の自主的な取組を主体とする対応といたします。

なお、当該活動への参加に当たっては、感染を拡大させないため、以下の取組に御配慮くださるようお願いいたします。

カーリング指導普及活動とは、JCAが主催するカーリングスクール及び指導普及イベント、公益財団法人日本スポーツ協会及びJCAが主催する指導者養成講習会等とします。

2 感染防止の取組

(1) 参加前

- ・熱、のどの痛み、せきなどの症状がある場合は、参加を自粛
- ・感染した場合、発症日の翌日から5日間かつ症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、参加を自粛

(2) 参加中

ア 基本的な感染防止対策

(ア) マスクの効果的な場面での着用

- ・基本的にマスクの着用は個人の判断
- ・グループワークを行う際にはマスクの着用を推奨

(イ) 手洗いなどの手指衛生

- ・こまめな手洗い及び消毒用アルコールによる手指消毒の実施

(ウ) 換気

- ・施設環境及び参加状況に応じて、適宜、換気を実施

イ 体調の管理

- ・体調が悪い場合、主催者に報告するとともに、主催者の指示に従い行動

ウ 感染者等のマスク着用

- ・参加前に感染し、発症日の翌日から5日間かつ症状が軽快して24時間程度が経過し参加可能となった場合、発症日の翌日から10日間は不織布マスクを着用
- ・同居家族が感染（疑いを含む。）した場合、家族の発症日の翌日から5日間は不織布マスクを着用